

平成23年度 国民健康保険税のお知らせ

本年度の国民健康保険税の税率をお知らせします。納税通知書は7月中旬に発送の予定です。

◆平成23年度 国民健康保険税の算定表

	医療保険分 (0歳以上75歳未満)	後期高齢者支援金分 (0歳以上75歳未満)	介護保険分 (40歳以上65歳未満)
① 所得割 (前年中所得による)	(前年中所得－33万円)×7.5%	(前年中所得－33万円)×2.5%	(前年中所得－33万円)×2.3%
② 均等割 (加入者数による)	23,000 円×被保険者数	7,000 円×被保険者数	7,000 円×被保険者数
③ 平等割 (世帯あたり定額)	23,000 円	7,000 円	7,000 円
	合計額A〔①＋②＋③〕 賦課限度額51万円 (※)	合計額B〔①＋②＋③〕 賦課限度額14万円 (※)	合計額C〔①＋②＋③〕 賦課限度額12万円 (※)
	世帯の年税額＝合計額A＋合計額B＋合計額C		

※平成23年4月から賦課限度額が引き上げとなっています (税率には変更はありません)

- ・年度途中で被保険者に異動(転入、転出、出産、死亡等)が生じた場合の国保税は、月割り計算で増・減額されます。
- ・国保税は加入を届け出た日からではなく、本来国保に加入すべき月にさかのぼって計算されます。
- ・国民健康保険から他の健康保険に異動されたときは、窓口での資格喪失のお手続きが必要です。

★保険税の納め方～国民健康保険税は世帯主に課税されます～

保険税は被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯主が世帯ごとにまとめて納付します。

★納付方法・納期

納期は、納付方法(普通徴収(納付書・口座振替での納付)または特別徴収(年金天引き))によって異なります。

◆普通徴収(納付書または口座振替での納付)の世帯(年8回)

23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年1月	2月	3月	4月
			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	随時	随時

※8期の後に被保険者の加入や脱退がある場合は、随時期で税額の変更を行います。

◆特別徴収(年金からの天引き)の世帯(年6回 ※年金の支給開始時期によって異なります)

23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年1月	2月	3月	4月
◎		◎		◎		◎		◎		◎		

※特別徴収の対象となるのは、次の①～⑤のすべてに当てはまる世帯です。

- ①世帯主本人が国保加入者
- ②世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- ③介護保険料を特別徴収されている世帯主の年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税の合算額が年金額の2分の1を超えない人
- ④世帯主の介護保険料が特別徴収になっている人
- ⑤世帯主の年金を担保に供していない人

●国民健康保険税の軽減制度について ～所得申告のお願い～

国保に加入されている方及びその世帯主は、毎年1月1日現在の住所地の市区町村に所得を申告していただく必要があります(所得の有無や市県民税の課税・非課税の区分を問いません)。

小郡市の国民健康保険には、被保険者数とその所得額に応じ、均等割額と平等割額を2割、5割、7割いずれかの割合で軽減する仕組みがあります。軽減の判定には、被保険者と世帯主(世帯主自身が被保険者でない場合も含む)の所得額を用いるため、所得未申告の場合は、本来受けられるはずの軽減措置を受けられないこともあります。未申告の方は、お早めの申告をお願いします。今年の1月2日以降に転入してこられた方は、前住所地で申告をしてください。

●問い合わせ先 国保年金課 国保係 ☎ 72-2111 内線 424、425